

奈良県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成二十九年四月六日適当と決定した。

なお、土地改良法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

申請者	山添村長 窪田 政倫
換地計画	中山間地域農村活性化 総合整備事業 山添地区
縦覧期間及び場所	平成二十九年四月十七日から 同年五月八日まで 山添村役場